

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
301	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務	
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
宛名情報ファイル 資格情報(世帯・個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 市町村被保険者ID連携ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24、44項、内閣府・総務省令第16条、第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号並びにデジタル庁・総務省令第2条、表48、69、70項 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、並びにデジタル庁・総務省令第71条の7、10 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ・アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ② 事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携	事前	
平成29年3月31日	I－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ③ システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事前	
平成29年3月31日	I－2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 資格情報(世帯・個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 市町村被保険者ID連携ファイル	事前	
平成29年3月31日	I－3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第30の項並びに内閣府・総務省令第24条1号、2号	番号法第9条第1項、別表第一 第30の項並びに内閣府・総務省令第24条	事後	
平成29年3月31日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二42、43の項並びに内閣府・総務省令第25条8号、9号、10号、11号 ※別表第二43の項に係る主務省令は未公布 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 1、2、3、4、5、27、30、33、39、58、42、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1条1号、2号イ、2条6号イ、7号イ、12号イ、3条6号、7号イ、8号イ、4条1号、2号イ、5条4号、5号、20条8号ハ、25条7号ロ、8号イ、43条5号ロ、46条1号、2号、3号、4号、6号、7号 ※別表第二30、33、39、58の項に係る主務省令は未公布	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、25、43、46条 ※別表第二30、33、39、58の項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年3月31日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保険医療課長 村上 賢司	保険医療課長 藤平 恵市	事後	
平成29年3月31日	II－1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	II－2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年6月14日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、25、43、46条 ※別表第二30、33、39、58の項に係る主務省令は未公布	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、22の2、24の2、25、31の2、43、46条	事後	
令和1年6月14日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保険医療課長 藤平 恵市	保険医療課長	事後	
令和1年6月14日	II－1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV リスク対策	－	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ② 事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システムで利用するため、医療保険者等向け中間サーバー等へ連携	事前	
令和2年3月31日	I－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ③ システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年3月31日	I－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30の項並びに内閣府・総務省令第24条	番号法第9条第1項、別表第一 第30項、内閣府・総務省令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ－1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ－2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ－5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①保険医療課 ②保険医療課長	①保険年金課 ②保険年金課長	事前	
令和3年4月1日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所：栃木県栃木市万町9－25 電話：0282－21－2131	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9－25 電話：0282－21－2131	事前	
令和3年4月1日	Ⅰ－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所：栃木県栃木市万町9－25 電話：0282－21－2131	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9－25 電話：0282－21－2131	事前	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年3月31日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ② 事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システムで利用するため、医療保険者等向け中間サーバー等へ連携	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ③ システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、25の2、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、22の2、24の2、25、31の2、43、46条	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、25の2、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、22の2、24の2、25、31の2、43、46条 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ－1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ－2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項、内閣府・総務省令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項、別表24、44項、内閣府・総務省令第16条、第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和7年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二42、43、44の項並びに内閣府・総務省令第25、25の2、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二1、2、3、4、5、27、30、33、39、42、58、80、93の項並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、20、22の2、24の2、25、31の2、43、46条 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号並びにデジタル庁・総務省令第2条、表48、69、70項 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、並びにデジタル庁・総務省令第71条の7、10 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ－1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ－2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ 8.人手を介在させる作業	－	項目の追加による記載	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる項目	－	項目の追加による記載	事前	